

平成16年 4月 7日

会 員 代 表 者 各 位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊 藤 義 郎

店頭売買有価証券市場における制度信用取引の導入等に伴う  
「信用取引口座設定約諾書」の一部改正について

本所は、別紙のとおり「信用取引口座設定約諾書」を一部改正し、店頭売買有価証券市場における制度信用取引の導入時期に合わせ、平成16年4月19日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、今般、店頭売買有価証券市場における信用取引制度が改正され、現行の本所と同様の仕組みによる制度信用取引等が導入されることに伴い、顧客の利便性を確保する等の観点から、「信用取引口座設定約諾書」について所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 貸出規程による規制

証券金融会社が貸借取引貸出規程に基づき、一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合に規制を行う事項として、協会の売買停止又は制限を加えるものとします。

2. 電磁的方法による書面の授受

会員は、顧客からの承諾を得た場合には、顧客の届出事項の変更に係る届出（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）等を書面の受け入れに代えて、電磁的方法により行うことができるものとします。

以 上

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(貸出規程による制約)</p> <p>第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、<u>協会又は当該取引所</u>が指定する証券金融株式会社(以下「証金」という。)が貸借取引貸出規程(以下「貸出規程」という。)に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、<u>協会又は当該取引所</u>における売買の停止又は制限、品不足、その他やむを得ない事由により一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(貸出規程による制約)</p> <p>第6条 私が制度信用取引を行っている場合において、当該取引所が指定する証券金融株式会社(以下「証金」という。)が貸借取引貸出規程(以下「貸出規程」という。)に基づいて次の措置、制約を行ったときは、私の制度信用取引につきそれと同様の措置、制約を行うこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 天災地変、戦争動乱、経済事情の激変、当該取引所における売買の停止又は制限、品不足、その他やむを得ない事由により一部又は全部の銘柄について貸借取引の決済が不可能又は著しく困難となるおそれがあると認められる場合において、証金が貸出規程に基づいて別にその方法・条件を定めて決済を行わせる措置</p> <p>(3) (略)</p>
<p>(買付有価証券等につき配当又は新株引受権の付与等が行われた場合の処理)</p> <p>第7条 私が制度信用取引に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、配当又は新株引受権の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、<u>協会又は当該取引所</u>の定める方法により処理されること。</p> <p>(削る)</p>	<p>(買付有価証券等につき配当又は新株引受権の付与等が行われた場合の処理)</p> <p>第7条 私が<u>登録銘柄の信用取引又は制度信用取引</u>に関し、貴社に預入した買付有価証券又は貴社から借り入れた有価証券につき、配当又は新株引受権の付与等が行われた場合における当該権利の処理については、<u>協会又は当該取引所</u>の定める方法により処理されること。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、登録銘柄の信用取引において、私が貴社との間で別途処理方法に関し合意した場合には、当該合意した方法によることができること。</u></p>
<p>(電磁的方法による書面の授受)</p> <p>第25条 <u>貴社は、その用いる電磁的方法(電子</u></p>	<p>(新設)</p>

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって証券会社に関する内閣府令第31条の2に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。)の種類及び内容を提示し、私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、第3条第2項、第18条及び第19条に規定する書面(印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。)の受入れに代えて、電磁的方法により、当該書面によるべき同意を得ること又は報告若しくは届出を受けることができること。この場合において、貴社は私から当該書面によるべき同意を得たもの又は報告若しくは届出を受けたものとみなされること。

2 私が、前項の規定による承諾をした後に、書面又は電磁的方法により、電磁的方法による同意、報告又は届出を行わない旨の申出をした場合(私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。)は、貴社は、前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ない又は報告若しくは届出を受けないこと。

付 則

この改正規定は、平成16年4月19日から施行する。